

甲府市公共施設再配置計画検討委員会設置要綱

平成 28 年 11 月 22 日
企 第 7 号

(設置)

第 1 (仮称)甲府市公共施設再配置計画(以下「再配置計画」という。)の策定に当たり、有識者等から幅広い意見を求めることを目的として、甲府市公共施設再配置計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 再配置計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、再配置計画の策定に関し必要な事項

(組織等)

第 3 委員会は、委員 7 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 7 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 6 委員会の事務局は企画部企画財政室資産活用課に置く。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 22 日から施行する。